

エネルギー需要構造改革投資促進税制について

平成21年度税制改正大綱により、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで、
適用対象設備を導入頂いた場合に、その事業年度(初年度)において、
100%償却できる制度です。

1. 適用を受けることができる者

青色申告書を提出する法人及び個人が『エネ革税制』の対象設備を期間内(平成21年4月1日～平成23年3月31日)において取得し、取得後、1年以内に事業の用に供した場合。

2. 優遇処置

次のいずれかの選択により認められます。

- 1) 普通償却の他に取得価額の100%を償却出来る特別償却
- 2) 当期法人税額の20%を上限とし、所得税又は法人税の額より取得価額の7%相当額を控除出来る税額控除 (ただし、適用選択は中小企業者等に限定されます。)

〈中小企業者等の範囲〉

- ① 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ② 資本又は出資の金額が1億円以下の法人(次に該当するものを除く)
 - (1) その発行済株式の総数又は出資金額の1/2以下が同一の大規模法人の所有に属している法人
 - (2) (1)の他、その発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が2つ以上の大規模法人の所有に属している法人
- ③ 資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ④ 農業共同組合他、各種共同組合、共同組合連合会等

3. ROKU-ROKU製品対象機種

※詳しくは、弊社営業にお問合せ下さい。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ● MEGA-Sシリーズ(RG加工機能付) | ● MEGA-S400/5AXP |
| ● CEGA IIシリーズ(RG加工機能付) | ● MEGA-S500/5AXP |
| ● NANO-21(RG加工機能付) | ● CEGA II -542/5AXP |
| ● VEGA-600(RG加工機能付) | ● RMX-50V |
| ● ZEUS-86(RG加工機能付) | ● ZEUS-86(5軸仕様) |

お問合せの際は弊社までご連絡下さい。

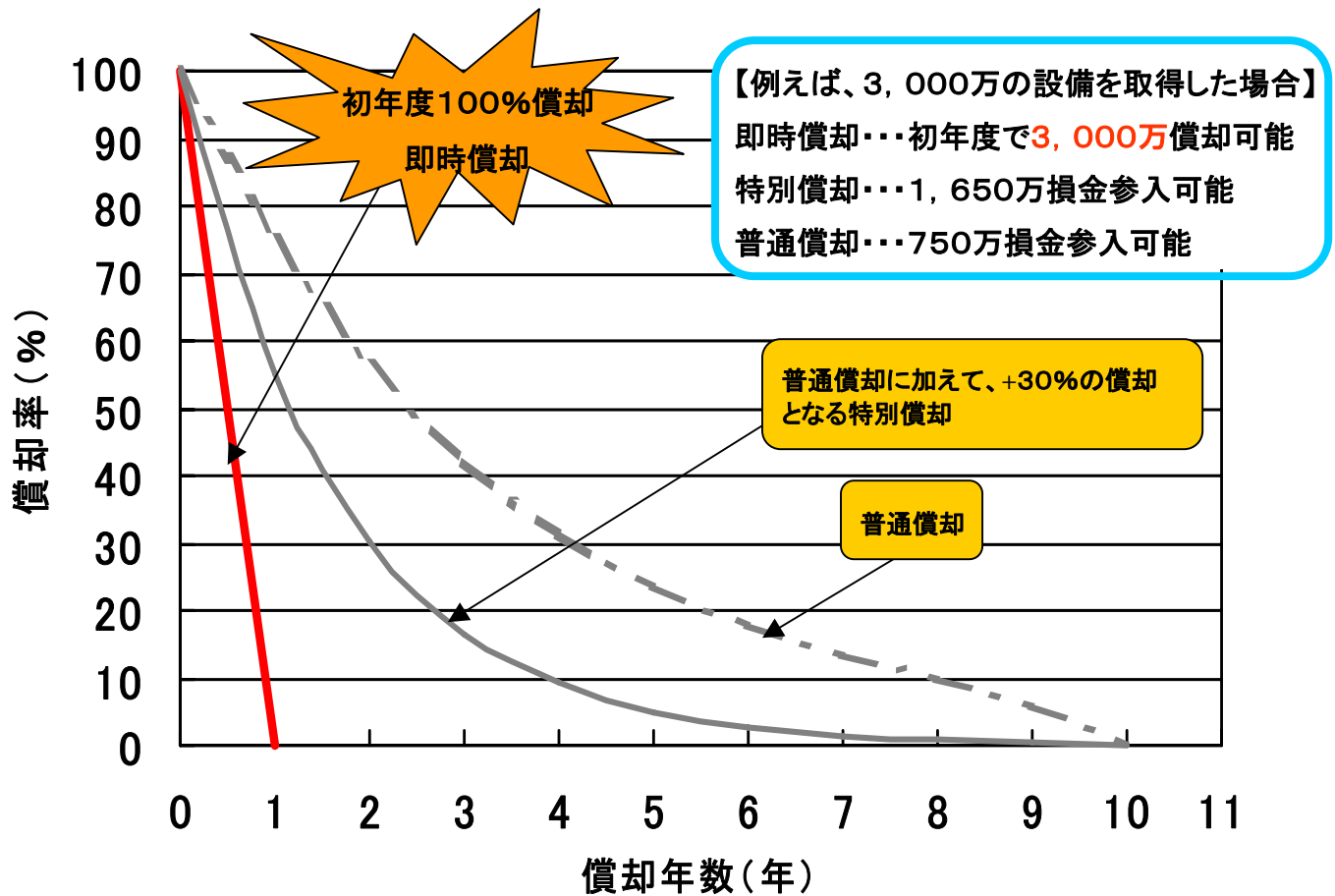
(※弊社営業へ直接の連絡も可能です。)

碌々産業株式会社 URL:<http://www.roku-roku.co.jp>

東京本社 TEL:03-3447-3421 FAX:03-3440-5567 名古屋営業所 TEL:052-777-7503 FAX:052-777-7505

大阪支店 TEL:06-6387-6600 FAX:06-6387-6775 東北サテライト TEL:022-290-7070 FAX:022-290-7076

●決定耐用年数10年の設備の場合の、現行特別償却との差



●申請の流れ

